

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 9月 1日 ~ 平成33年 8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1: 平成31年 4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを徹底させる。

<対策>

- 平成29年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成30年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成31年 4月～ ノー残業デーの徹底
管理職への研修(年1回)及び朝礼による社員への周知(毎月)

目標2: 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成29年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 平成30年 9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成31年 4月～ 社内広報媒体等でキャンペーンを行う

目標3: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画中に1人以上取得すること
女性社員・・・所得率を80%以上にする

<対策>

- 平成29年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修
- 平成30年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした相談会の実施